

## 大船渡市応急仮設住宅支援協議会の設立について

### 1 応急仮設住宅を取り巻く状況

応急仮設住宅支援事業は、平成 23 年 9 月から北上市の支援事業として開始し、平成 26 年度からは本市が事業を引き継ぎ、国の復興支援員制度を活用して実施しています。

応急仮設住宅の入居率はいまだ 7 割を超えており、住民が抱えるさまざまな課題（生活困窮や健康面等）に対する、より専門性を持った機関の対応が求められる状況が増加し、住民の見守りや施設の維持管理面で応急仮設住宅支援員の果たす役割はますます重要になってきています。

### 2 課題

市では、平成 26 年 11 月に「応急仮設住宅の撤去・集約化計画」を公表し、平成 27 年度から本格的に計画を推進することとしていますが、住民の中には住宅再建の目処がたっていない方も多い状況です。

その理由として、生活困窮や健康上の何らかの課題を抱えている住民が多いことが考えられ、災害公営住宅への入居等を含め、住宅の自力再建を促すためには、まずは、個々の課題解決に向けた具体的な取り組みを推進する必要があります。

### 3 新たな組織の設立

平成 23 年 9 月から民間業者に委託して実施し、現在の応急仮設住宅支援員が築いた住民との信頼関係及び事業運営のノウハウを継続しながら、個々の課題に取り組み、これを解決する組織として、新たに『大船渡市応急仮設住宅支援協議会』を設立します。

構成員は、これまで被災者の見守り支援事業を実施している市社会福祉協議会、公益財団法人共生地域創造財団、市地域福祉課、保健介護センター、住宅公園課とし、今まで以上に連携を深めながら、入居者個々が抱える課題解決に向けた支援体制を整えます。

応急仮設住宅支援員はこの協議会が雇用し、これまでどおり見守り支援等の活動を継続します。

### 4 予算

協議会は、市からの負担金（財源：震災復興特別交付税、総務省：復興支援員制度）により事業を運営します。

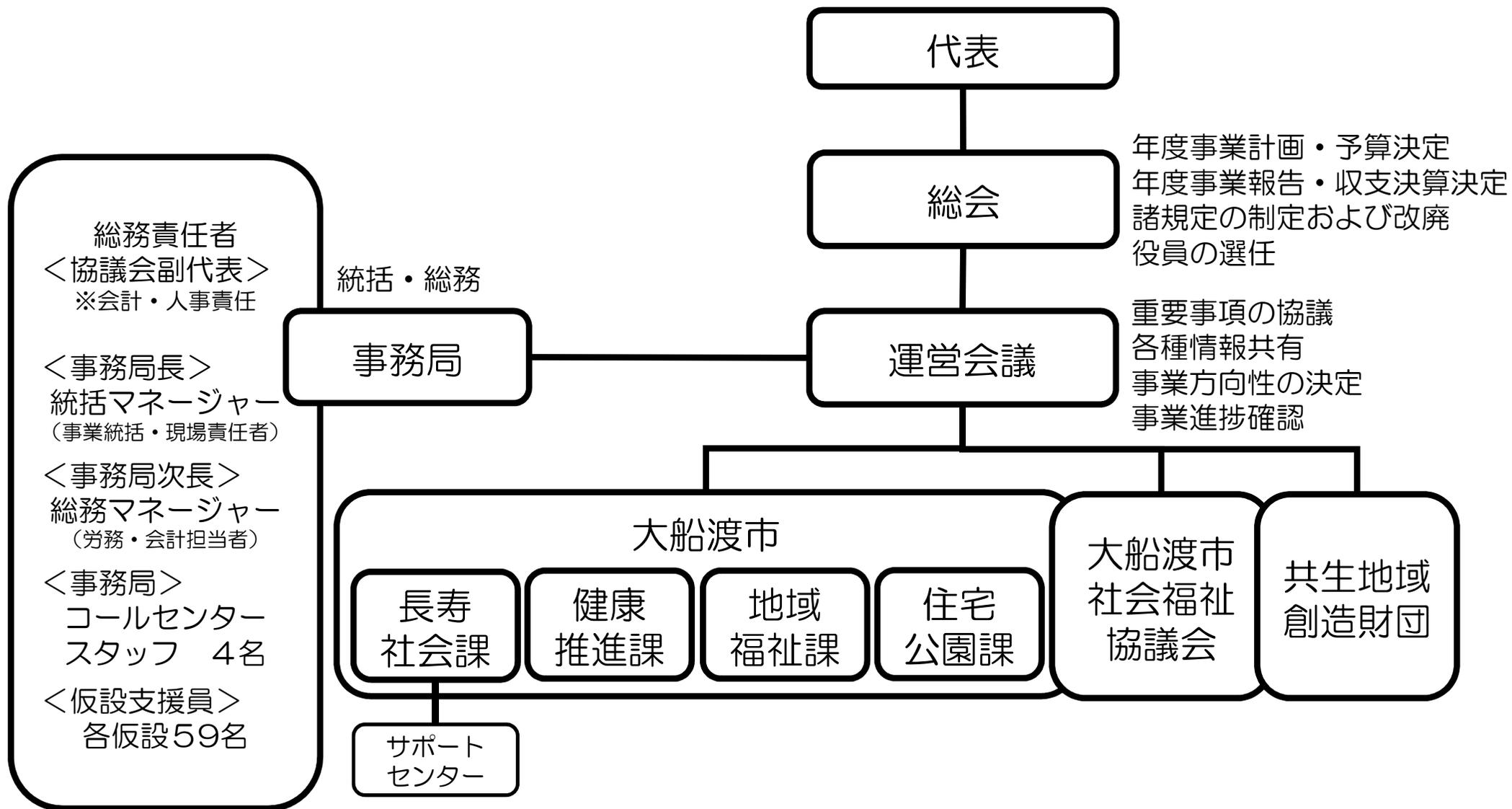
経費の主なものは、支援員の人件費及び活動経費、集会所・談話室の維持費等です。

### 5 これまでの状況

平成 27 年 3 月 19 日（木） 応急仮設住宅自治会への説明

平成 27 年 3 月 24 日（火） 協議会設立総会

# <大船渡市応急仮設住宅支援協議会イメージ>



協議会が、構成員である大船渡市からの負担金により復興支援事業を推進。支援員の役割や事業方針に関しては、運営会議で協議し、総会で決定する。